

令和7年9月3日招集

## 茂原市議会定例会会議録（第5号）

### 議事日程（第5号）

令和7年9月18日（木）午後1時00分開議

第1 特別委員会中間報告の件

第2 議案並びに陳情の総括審議

第3 発議案第1号から第2号までの  
上程説明並びに総括審議

第4 所管事務調査のための委員派遣の件

## 茂原市議会定例会会議録（第5号）

令和7年9月18日（木）午後1時00分 開議

○議長（向後研二君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は20名であります。したがいまして、定足数に達し会議は成立しました。

---

### 議長の報告

○議長（向後研二君） ここで報告します。

去る9月12日の本会議で設置されました決算審査特別委員会は、同日、本会議終了後、委員会を開会し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に石毛隆夫君、副委員長に高山佳久君がそれぞれ選任されました。

次に、6月定例会から継続審査になっております案件、並びに今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

---

### 議事日程

○議長（向後研二君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

---

### 特別委員会中間報告の件

○議長（向後研二君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「特別委員会中間報告の件」を議題とします。

水害対策特別委員会委員長 常泉健一君から報告を求めます。

（水害対策特別委員会委員長 常泉健一君登壇）

○水害対策特別委員会委員長（常泉健一君） それでは、水害対策特別委員会の中間報告を申し上げます。

令和7年8月5日に千葉県県土整備部職員及び市職員出席のもと委員会を開催し、初めに「一宮川第三調節池工事箇所」、「一宮川東橋周辺河道拡幅工事箇所」、「赤目川萱場地先（桂島堰周辺）工事箇所」、「赤目川A調節池」を視察し、視察後の委員会において、「一宮川流域浸水対策特別緊急事業の進捗状況及び今後の見通しについて」、「赤目川改修事業の進

捲状況及び今後の見通しについて」、「内水対策の状況について」、説明を受けましたので、その内容について申し上げます。

最初に「一宮川流域浸水対策特別緊急事業の進捲状況及び今後の見通しについて」説明を受けました。

まず、下流から瑞沢川合流点までの河道掘削区間において、下流域では、用地難航箇所の1つであった4工区について、令和5年4月に施行された改正民法の所有者不明土地・建物の管理制度を活用し、令和6年10月23日に用地取得が完了し、現在堤防整備を実施しており、残る難航箇所についても早期取得に努めていく。

一宮町宮原地先の1工区から3工区については、令和5年度に改正民法の軽微な変更の管理行為として土砂撤去を実施。このうち3工区については、占用管があったため土砂撤去が一部未施工となっていたが、昨年度、占用管の移設工事が完了したことから、未施工となっていた土砂撤去を実施した。

川瀬橋左岸については、橋梁下部の護岸工事が令和7年3月末に完成したとのことでありました。

次に、瑞沢川合流点から鶴枝川合流点までの河道拡幅区間で、用地については、民地の買収は完了。

工事については、河道拡幅に伴い、橋の架替えや樋門などの構造物の改修、築堤、掘削工事を進めている。

令和7年7月末までの進捲状況は、2つの橋梁及び3つの水管橋等の構造物と山付き部で検出された溶出量基準を超過するヒ素の区間以外は河道拡幅が完了している。

橋梁の架替え工事については、北川橋・東橋とも新橋が完成し、供用を開始。現在は旧橋撤去を施工している。

樋門工事については、10基のうち9基が完成しており、残る1基については施工中であるとのことでありました。

次に、鶴枝川合流点から豊田川合流点までの護岸法立て区間では、護岸法立て工事を実施し、令和7年3月末までに一部区間を除き工事が完了。現在、管理用通路工事や低水護岸工事を実施しており、引き続き河道掘削工事を実施する予定である。

また、護岸法立て区間の2地点で、地中から溶出量基準を超過するヒ素が検出されたことから、土壤汚染対策法に則り、適切に処理をしたとのことありました。

次に、第二調節池の増設工事は、令和6年3月末に掘削が完了し、計画貯留容量40万立方メ

一トルを確保。対岸にある既存の70万立方メートルと合わせて110万立方メートルへの増設が完了。周囲堤防は、自転車道路として令和6年11月15日から供用を開始し、調節池の役割などを説明する案内看板を設置し、啓発を図っているとのことでありました。

次に、一宮川上流域及び支川については、長柄町の小榎本地先において、計画貯留容量55万立方メートル、面積は約20ヘクタールの第三調節池を整備しており、現在は、排水樋門工及び工事用道路としての仮橋工事に着手している。

また、今後については調節池の掘削による地下水への影響を遮断するための遮水工の工事を進めていくとのことでありました。

豊田川下流区間は、茂原橋から昌平橋付近までの約400メートル区間において、約60センチの堤防嵩上げを計画しており、一般部については、コンクリート擁壁による嵩上げ工事を施工中であり、橋梁部については、現在、構造について各道路管理者と協議を行っているところである。

上流区間では、茂原市国府関にある関戸堰から長柄町国府里にある一つ橋（通称いちはし）までの約600メートル区間において、河道を掘削して川幅を広げる計画としている。

なお、一宮川上流域及び支川については、事業の必要性や内容を理解してもらうため、30地区を対象に地元説明会を9回開催したことありました。

次に、一宮川水系流域治水プロジェクトについては、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一宮川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させるため、流域内のあらゆる箇所で各取組みが実施されているとのことありました。

以上の説明に対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「現在計画している河川工事等が完了した場合、どの程度の降雨に耐え得るのか」との質疑に対し、「令和元年の水害時と同規模の降雨に対しては、茂原市域では、外水氾濫は解消され、川から溢れないことを目指している」との答弁がありました。

次に、「豊田川については、橋梁部について各道路管理者と協議を行っていることであるが、具体的にどのような対策を想定しているのか。また、対策が済むまでの間は、どのように河川からの浸水を防ぐのか」との質疑に対し、「県からは橋の架け替えも一つの方法であるが、時間がかかることから、陸閘や壁高欄などの工法を検討している。また、それまでの間については、亀齢橋は、大型土のうを市の駐車場に準備しており、大雨時には大型土のうで塞ぐこととしている」との答弁があり、市からは「昌平橋は、ボックスウォールと土のうを組み合わせて止水することとしている」との答弁がありました。

次に、「地盤沈下により堤防の高さ不足の箇所があると思うが、対策は行っているのか」との質疑に対し、「護岸法立て区間や河道拡幅区間においても、高さ不足を確認された箇所については、コンクリート壁を設置するなど一連で対策を実施しているところである」との答弁がありました。

また、委員から県に対して「竹木伐採や堆積土の撤去については、治水機能の維持のためにも定期的に実施していただきたい」との意見や、「第三調節池について、より貯留できるよう更なる掘削を検討されたい」との意見や「流域通信について、事業の進捗状況を分かりやすく説明を入れてほしい」との意見があり、市に対しては、「ボックスウォールについては、倒れないよう、土のうでしっかりと補強していただきたい」との意見がありました。

続いて、「赤目川改修事業の進捗状況及び今後の見通しについて」説明を受けました。

二級河川赤目川は、南白亀川合流点から茂原市本納地先、旧国道128号に架かる上総橋までの延長7.7キロメートル、流域面積は25平方キロメートルの河川である。JR本納駅周辺をはじめ、沿川地域の浸水被害解消等を目的として整備を進めており、これまでに下流から新手樋橋までの区間のうち約4.9キロメートル区間が整備済み。また、JR外房線手前の乗川合流点にあるB調節池が概成している状況である。

現在は、中流部の大規模特定河川事業の600メートル区間について集中的に河川改修工事を実施しており、本区間は今年度完成見込みとなっている。

また、上流部については、A調節池の整備を進めているところである。

上中流部の河川改修の状況としては、A調節池は、これまで約90%の掘削及び護岸工事を実施しており、今年度は継続工事の排水施設に係る土木工事や設備工事としてポンプの整備を進めている。

また、桂島堰上下流の取付護岸工事を行っており、今年度は残っている右岸側約100メートルの護岸工事を実施している。

新手樋橋上流の樋管工事については、昨年度からの継続工事として実施しており、今年度完成予定である。

大規模特定河川事業として行っている区間については、今年度完成予定だが、引き続きスピード感を持って改修を進めるため、上流部区間の大規模特定河川事業の新規採択に向け、国へ申請しているところである。

また、採択後は速やかに工事を継続していくよう、今年度先行して護岸設計を進めていく。

今後とも、地元や関係者から協力等を得ながら、赤目川改修事業の早期完成に向けて努めて

まいりたいとのことでありました。

以上の説明に対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「萱場橋から下流についても、土砂の堆積が見受けられるが、浚渫をするのか」との質疑に対し、「萱場橋から下流の整備完成区間については、南白亀川を含め現在測量の調査を実施している。その測量の状況を見ながら、堆積の著しい箇所や流れを阻害する箇所について適切に土砂掘削していきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、「市が管理している乗川は、赤目川の改修が終わらなければ着手することができないが、県としてはこの未改修区間について何年ぐらいの完成を目指に考えているのか」との質疑に対し、「赤目川については、大規模特定河川事業などにより、集中的に河川事業を進められるように努めているところではあるが、灌漑利用時期など事業に制限があり、また残る区間にも橋梁や堰など大規模構造物が多数残っている状況や用地交渉の難しい箇所が残っているため、現時点では何年後に完成するとは明言できないが、県としては、一日でも早い完成を目指して鋭意取り組んでまいりたいと考えている」との答弁がありました。

次に、「赤目川改修促進期成同盟会を立ち上げ、30年余という時間がたっているが、目に見えるような進捗がないが、組織として機能しているのか。また、赤目川改修事業に対応する職員の数が少ないという話を聞くが、どうなのか」との質疑に対し、「上流部区間の大規模特定河川事業の新規採択に向け、国に申請しているところであり、赤目川改修促進期成同盟会から国への要望は、非常に有効なものであると考える。また、職員の数については、民間企業も含め土木技術職員の確保が非常に困難な状況であるため、県は今年度から早期採用制度を導入し、土木技術職員の確保に努めているところである。現在、長生土木事務所の土木技術者の定員数は満たされている状況であり、今後も職員一丸となって事業を進めていきたいと考える」との答弁がありました。

また、委員から「地域の方々に、現在の整備状況や被害軽減のため現在取っている対策等について分かりやすい説明をお願いしたい」との意見がありました。

続いて、市当局から「内水対策の状況について」説明を受けました。

まず、内水対策の状況について、平成25年水害及び令和元年水害を契機に、これまでに大芝での樋管拡大、笹塚での排水ポンプの能力増強を実施し、長清水水門、早野水門、鷺巣稻荷前水門、東郷地先水門への排水ポンプ施設を整備した。また、茂原税務署南側付近に位置する高師地区の幹線排水路並びに国道128号から県道茂原環状線の区間に位置する東茂原地区の幹線排水路の整備を実施している。

しかしながら、令和5年9月8日の台風第13号の接近に伴う大雨では、茂原市内で時間雨量78ミリ、降り始めからの総雨量405ミリと過去にない豪雨により甚大な浸水被害が生じたところである。

現在、市内35箇所において、内水対策の再検討を実施しており、年末までに対策案を打ち出していくことをいたしました。

次に、下水道事業においては、令和4年度に茂原市雨水管理総合計画を策定し、被害が甚大となり、浸水リスクが高い地区を設定し、優先的に整備すべき10地区を重点対策地区に位置付けている。その10地区を被害の大きさ、浸水リスクにより、内水対策の実施順位を定め、現在の雨水管などの排水施設の能力を考慮し検討を行い、新たに整備が必要となる浸水被害軽減対策をまとめた。

令和7年度は、八千代地区を中心とした本町排水区において、増補管整備工事に着手し、令和8年8月の完成を目指す。

なお、増補管は豪雨時の既設管の能力不足を補うとともに、貯留池の役割も併せ持っている。

また、君塚病院周辺の富士見第一ノ一排水区の2工区において、浸水対策施設の基本設計を実施する。

引き続き、浸水被害の軽減が早期に図れるよう、整備に取り組んでいくことになりました。

以上の説明に対し、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「内水対策として、水が溜まらないよう早期に河川に流すことが重要と考えるが、側溝等に土などが堆積しているため、内水が逆流している地域もあると伺っているが、維持管理のためどのような対策をしているのか」との質疑に対し、「維持管理としては、側溝は、地域の方々に協力をいただき、側溝清掃を行っていただいているところである。また、排水路は、堆積が多く確認した箇所については、計画的に浚渫を行うよう努めているところである」との答弁がありました。

次に、「令和5年9月8日の大雨のシミュレーション結果が7月中に出ると伺っていたが」との質疑に対し、「当初では、7月中に結果が出る予定であったが、その後追加により35箇所の内水対策の再検討を実施しているため、年内にはその結果を示せる」との答弁がありました。

次に、「仮設排水ポンプについて、渋谷排水機場に11台全てを保管する場合、大雨時に保管先にたどり着けない場合が想定されるが、分散して保管する考えはないのか」との質疑に対し、「市としては、仮設ポンプを業者に委託し、保管先から設置場所まで運搬し設置することを予

定している。指摘していただいたリスクを踏まえ、設置する受託業者に保管してもらう方法などを検討しているところである」との答弁がありました。

また、委員から「市職員だけで側溝等の堆積状況を把握するのは困難であることから地域の方たちと連携していただきたい。また、高齢化も進んでいるため、側溝の清掃をなかなか行えない地域もあるので、そういう地域の声を聴き、早期に内水が流れる仕組みを作っていただきたい」との意見や「県の見解としては、現在行っている一宮川の河川改修等が完了したとしても、一部内水は残るとしている。また、本市は毎年2センチほど地盤沈下している地域もあることから、新たな対策が必要である。それには多額の財源が必要となることから、地盤沈下の原因の一つとなっているかん水のくみ上げを行っている事業者から協力を得て、目的税を賦課徴収し、その対策費に充てるなど、新たな財源確保について方向性を示してほしい」との意見がありました。

以上が会議の内容であります。

本委員会としては、千葉県や市当局と連携を図り、課題の把握及び解決のため、引き続き調査を行うことといたしました。

以上で中間報告を終わります。

○議長（向後研二君） 以上で、特別委員会の中間報告を終わります。

---

☆ ☆

**議案並びに陳情の総括審議**

○議長（向後研二君） 次に、議事日程第2「議案並びに陳情の総括審議」を議題とします。

まず、6月定例会から継続審査になっております案件、並びに今定例会にその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 石毛隆夫君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 石毛隆夫君登壇）

○総務委員会委員長（石毛隆夫君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会に付託されました議案4件について、関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第1号「令和7年度茂原市一般会計補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億876万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ343億2571万9000円にしようとするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、総務費について「戸籍事業の電算システム改修委託料の内容は」との質疑に対し、「法改正に伴い、戸籍に氏名のフリガナが新たに記載されることとなったことから、それに対応するための戸籍システム改修費用である。なお、改修費用は全額国費の対象である」との答弁がありました。

次に、債務負担行為補正について「公共施設等包括管理業務の委託料は、先払いになるのか」との質疑に対し、「支払い方法については、一括払いではなく年払いを予定している。なお、事業者から支払い方法について相談があれば、契約時に取り決めをしたい」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第2号「茂原市鈴木孝行青少年健全育成振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「寄附者からは、子ども食堂への支援や、児童養護施設への支援などに役立ててほしいとの意向があるが、市はどのように考えているのか」との質疑に対し、「事業については未定ではあるが、例えば、障害者の読書環境整備など福祉と教育両面での事業を実施していくたいと考えている」との答弁がありました。

次に、「青少年の健全育成以外の事業にも充てる考えはあるのか」との質疑に対し、「寄附者から、困っている人や助けを求めている子どもたちに寄附を使ってほしいとの強い意向があった。市としては、そちらの方々に対しての事業を実施していきたいと考えている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第2号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第3号「茂原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

具体的には、育児のための時間外勤務の免除に係る対象範囲を、現行の3歳に満たない子のある職員から、小学校の始期に達するまでの子のある職員へ拡大するとともに、妊娠、出産を

した職員や、3歳に満たない子を養育する職員に対し、『仕事と育児の両立支援制度の情報提供等』、『制度利用等の意向確認』、『意向に沿った配慮を行うこと』、また、介護に直面した職員や、40歳に到達する年度の職員に対し、『仕事と介護の両立支援制度の周知と制度利用等の意向確認』、『勤務環境整備に係る措置をとる』ように改めるものであり、採決の結果、議案第3号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第4号「茂原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

具体的には、部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき10日相当を超えない範囲内の形態を設け、取得にあたって、従来の制度と、今回追加する制度を選択できることとし、また、現行の部分休業の取得時間について、勤務時間の始め、または終わりに合わせて取得していた取り扱いを廃止するほか、国の規定に合わせるため、所要の改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第4号については、全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（向後研二君） 次に、教育福祉委員会委員長 河野健市君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 河野健市君登壇）

○教育福祉委員会委員長（河野健市君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案1件について、9月12日に関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過、並びに結果について報告いたします。

議案第7号「契約の締結について」申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「旧茂原市民会館及び旧茂原市中央公民館を今まで解体しなかった理由、このタイミングで実施するに至った経緯は」との質疑に対し、「予算の関係で着手できなかつたが、除却債を活用して解体することになった」との答弁がありました。

次に「除却債の償還期間は」との質疑に対し、「償還期間は10年間」との答弁がありました。

次に「解体工事の工期はいつからか」との質疑に対し、「議決の翌日からとなり、工事自体は10月からを予定している」との答弁がありました。

次に「当初予算の見込み額と契約金額との差額の理由は」との質疑に対し、「解体後の跡地を駐車場にするためのアスファルト舗装及び周囲をフェンスで囲む予定がなくなったなどの計画の見直しや埋設材及びアスベスト含有建材の処分費が見込みより少なかったこと、物価高騰が予想より小さかったことなどから減額となった」との答弁がありました。

次に「解体後の跡地はどのように考えているのか」との質疑に対し、「解体後は新しい事業者がすぐに利用できるようにそのままの状態にしておく」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第7号については、全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（向後研二君） 次に、建設経済委員会委員長 鈴木敏文君から報告を求めます。

（建設経済委員会委員長 鈴木敏文君登壇）

○建設経済委員会委員長（鈴木敏文君） 建設経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る6月定例会において付託され、継続審査となっておりました陳情1件並びに今定例会において付託されました議案4件について、8月4日並びに9月12日に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

最初に、継続審査となっておりました陳情1件について報告いたします。

陳情第1号「内水排水ポンプの常設設置に関する陳情」について申し上げます。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「今後の対策の中で、仮設ポンプ3台を常設にして、ポンプの稼働については業者に委託するとのことだが、業者への指示が遅れる事はないのか」との質疑に対し、「大芝調整池の中にポンプ稼働水位の目印となる黄色のプレートを設置した。また、そのプレートから20センチ程度低い場所にセンサーを設置し、職員にメールが届くことでポンプ稼働の準備をしていく」との答弁がありました。

次に、「4インチのポンプについては、燃料を満タンにして何時間稼働するのか」との質疑に対し、「2時間から2時間半程度である」との答弁がありました。

次に、「8インチのポンプについては、どのタイミングで設置するのか」との質疑に対し、「台風の進路や予想される雨量等から総合的に判断し、事前に設置する予定である。また、これまで8インチのポンプは1台のみ設置する予定であったが、2台設置して対応することとした」との答弁がありました。

次に、「国土交通省が所有しているポンプ車と同様の車両を茂原市でも購入する考えはあるのか」との質疑に対し、「費用が2億円弱かかること、大型車両のため大型免許が必要であることなど課題はあるが、『水害のない街づくりプロジェクトチーム』でも、検討課題の1つとしている」との答弁がありました。

次に、「大芝地区の流域では、毎秒5.66立方メートル以上の水を一宮川に流すことはできないのか」との質疑に対し、「県と排水量の協議を行っており、毎秒5.66立方メートル以上は流せないことになっている」との答弁がありました。

次に、「委託業者に指示を出してから、実際にポンプを稼働させるまでの想定時間はどのくらいか」との質疑に対し、「ポンプを稼働させるまで30分程度を見込んでいる」との答弁がありました。

また、委員より「4インチの仮設ポンプについては、その管理や操作を地元消防団に依頼してはどうか」との意見や「緊急時にポンプはあるが、操作できる人間がいないことなどがないように、指示系統の確認及び消防団や自治会への訓練をしっかりされたい」との意見がありました。

さらに、全委員より「本陳情は、排水機場の設置を要望するものであるが、大芝調整池は樋管を拡大し、一宮川への排水量の上限に達するため、排水機場の設置ではなく、他の地域でも使用できるポンプ車両の購入及び使用が予想される箇所の道路等の整備について検討されたい」との附帯意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第1号は、賛成者なしにより不採択とすることと決定しました。

次に、今定例会において付託されました議案4件について報告いたします。

まず、議案第5号「茂原市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、災害時等における排水設備等の早期復旧を目的として、他の地方公共団体の長が指定した者が行う工事を可能とするもののほか、所要の改正をするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「茂原市が指定した業者が被災して、工事を行えない場合には、他市町村が指定した業者でなくても茂原市が緊急的に業者を指定し依頼することもできるのか」との質疑に対し、「災害時における早期復旧を目的としているため、茂原市が緊急的に業者を指定するのではなく、すでに他市町村の指定を受けている業者に限り依頼ができるよう改正するものである」と

の答弁がありました。

次に、「大規模災害が発生した場合には、茂原市だけでなく近隣自治体も被災していると思うが、その場合の業者の確保はどうするのか」との質疑に対し、「大規模災害の場合は、茨城県龍ヶ崎市のような本市と災害協定を締結している自治体にも確認するなどの対応が考えられる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第5号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第6号「茂原市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、災害時等における排水設備等の早期復旧を目的として、他の地方公共団体の長が指定した者が行う工事を可能とするため、所要の改正をするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

審査の過程において、「改正した場合、茂原市が指定した業者と、その他の業者での優先順位は」との質疑に対し、「本市指定業者で対応が可能である場合は、本市指定業者に依頼することとなる」との答弁があり、採決の結果、議案第6号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第8号「変更契約の締結について」申し上げます。

本案は、内水対策関連工事（東茂原その4）の内容変更に伴い、変更契約を締結することから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めようとするものであります。

審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「設計で予定していた地下水の高さが想定よりも高かったため、追加の対策を行うとのことだが、事前に予想できなかつたのか」との質疑に対し、「設計する前に約1キロメートルの水路に対し、500メートル間隔で土質調査を行い、地下水の高さを確認し設計したが、当該箇所は、調査を実施した箇所から若干離れており、工事をした結果、想定より地下水が高かったものである」との答弁がありました。

次に、「変更内容の一部に誘導員配置変更による増があるが、その内容は」との質疑に対し、「当初は、工事を実施している9時から17時までの配置で予定していたが、近隣スーパーから土日や店舗の営業時間内についても、誘導員を配置してほしいと要望があり追加で配置したものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第8号については、全員異議なく可決すること

と決定しました。

次に、議案第9号「損害賠償額の決定について」申し上げます。

本案は、公共下水道施設の管理瑕疵に起因する道路陥没事故について、相手方との和解を成立させるため、法律上、市の責任に属する損害賠償の額を決定しようとするものであります。審査の過程において、質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「今回の事故については、もともと陥没していた箇所を相手車両が通ったのか、相手車両が通過したことで道路が陥没したのか」との質疑に対し、「下水道管の腐食により空洞が生じていた箇所を、相手車両の前の車が通ったことで舗装盤が落ち、陥没が生じたところへ相手車両が通過したものである」との答弁がありました。

次に、「下水道管の有無に限らず、市内を走る道路の点検はどこが行っているのか」との質疑に対し、「国道及び県道は千葉県が、市道は茂原市が実施している」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第9号については、全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。

本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（向後研二君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

ただいまの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

最初に、継続審査となっております案件について採決します。

陳情第1号「内水排水ポンプの常設設置に関する陳情」についてでありますが、本件に対する委員長報告は不採択であります。

陳情第1号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少數）

起立少數と認めます。

したがいまして、陳情第1号は不採択とすることと決定しました。

次に、今定例会に付議されました議案について採決します。

議案については一括採決します。

議案第1号から第9号までについては、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第9号までについては、いずれも原案のとおり可決されました。

ここで報告します。

本日、常泉健一君から、今定例会に提出するため、発議案2件の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

---

☆————☆————☆————

#### 発議案第1号から第2号までの上程説明並びに総括審議

○議長（向後研二君） それでは次に、議事日程第3「発議案第1号から第2号までの上程説明並びに総括審議」を議題とします。

発議案第1号から第2号までを一括上程します。

最初に、発議案第1号から第2号について、提出者常泉健一君から提案理由の説明を求めます。常泉健一議員。

(22番 常泉健一君登壇)

○22番（常泉健一君） 提出者を代表いたしまして、発議案第1号並びに発議案第2号の提案理由を御説明申し上げます。

初めに、発議案第1号「二級河川一宮川水系河川の整備促進に関する意見書の提出について」であります。

本市の二級河川一宮川流域は、過去にたびたび浸水被害が発生してきました。令和元年10月の大暴雨では、市内の一宮川水系の数箇所で河川が氾濫し、3名の尊い命が犠牲となるなど、甚大な被害を受けました。

そして、令和5年9月8日の台風第13号の接近に伴う大雨は、1時間最大雨量78ミリ、12時間最大雨量371ミリ、降り始めからの総雨量405ミリという観測史上最大の豪雨となり、茂原市民は、またしても生活に甚大な悪影響を及ぼす5度目の大規模浸水被害を受け、「浸水するま

ち」「住みにくいまち」といったマイナスイメージは、本市にとって深刻な問題となっております。

そこで、さらなる流域の安全安心を確保するため、「二級河川一宮川水系河川整備計画」及び「一宮川水系流域治水プロジェクト」による治水事業を強力に推進するとともに、気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえた本市の流域治水の取り組みに関し、より一層の財政的な支援を要望するものであります。

また、広域地盤沈下の影響や一宮川本川に支川が集まる地理的要因による浸水リスクを解消するため、中流域から太平洋まで伸びる新たな導水路の整備の検討を要望します。

本市にとって一宮川水系河川の改修は、住民の生命と財産を守るための生命線であり、全市民が一日も早い洪水被害の解消を強く待ち望んでおります。

これらのことから、一宮川河川改修事業の早期完成のため、必要な予算の確実な確保等を要望すべく、地方自治法第99条の規定により、国及び県へ意見書を提出しようとするものであります。

次に、発議案第2号「二級河川赤目川の整備促進に関する意見書の提出について」であります。

二級河川赤目川は平成7年度から改修が進められ、下流部の延長約4.9キロメートルまで拡幅工事の整備が図られました。

しかしながら、未改修区間である上流部では、令和元年10月の大雪や近年頻発するゲリラ豪雨等により被害が多発し、地域住民の日常生活に多大な影響を与えている状況であります。

そして令和5年9月8日の台風第13号接近に伴う大雨により、流域住民は、またしても生活に甚大な悪影響を及ぼす大規模浸水被害を受けました。

本市としても、赤目川上流に位置する準用河川乗川の河川改修及び本地域のまちづくりを進めるうえで、赤目川の改修は最重要課題であり、流域住民は一日も早く洪水被害が解消されるよう、河川の改修の早期完成を切望しております。

これらのことから、赤目川改修事業の早期完成のため、大幅な予算の増額、大規模特定河川事業の新規採択を要望すべく、地方自治法第99条の規定により、国及び県へ意見書を提出しようとします。

慎重審議のうえ、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（向後研二君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、質疑になります。

最初に、発議案第1号について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、次に、発議案第2号について質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております発議案2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議案第1号「二級河川一宮川水系河川の整備促進に関する意見書の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号「二級河川赤目川の整備促進に関する意見書の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

————— ☆ ————— ☆ —————

#### 所管事務調査のための委員派遣の件

○議長（向後研二君） 次に、議事日程第4「所管事務調査のための委員派遣の件」を議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員会、教育福祉委員会、建設経済委員会の各委員長から、会

議規則第106条の規定により、閉会中の所管事務調査のため、委員を派遣したい旨の要求書が提出されました。

お諮りします。

各委員長からの要求について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、承認することと決定しました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

ここでお諮りします。

会議録の調製にあたり、字句、数字、その他調整を要するものについては、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

---

○本日の会議要綱

1. 特別委員会中間報告の件
2. 議案並びに陳情の総括審議
3. 発議案第1号から第2号までの上程説明並びに総括審議
4. 所管事務調査のための委員派遣の件

○出 席 議 員

議 長 向 後 研 二 君

副議長 細 谷 菜穂子 君

1番	高 澤 知佳代 君	2番	高 鳥 竜 平 君
3番	佐久間 秀 之 君	4番	折 原 孝 浩 君
5番	糸 久 佳 伸 君	6番	野 口 雅 一 君
7番	小 倉 義 久 君	8番	御 園 敏 之 君
9番	工 藤 孝 弘 君	10番	河 野 英 美 君
11番	横 堀 喜一郎 君	12番	河 野 健 市 君
13番	高 山 佳 久 君	14番	石 毛 隆 夫 君
15番	岡 沢 与志隆 君	18番	鈴 木 敏 文 君
19番	平 ゆき子 君	21番	三 橋 弘 明 君
22番	常 泉 健 一 君		

———— ☆ ————— ☆ —————

○欠 席 議 員

20番 ますだ よしお 君

———— ☆ ————— ☆ —————

## ○出席説明員

市長	市原 淳君	副市長	大石 学君
教育長	富田 浩明君	総合企画部長	平井 仁君
財務部長	菅谷 直博君	市民部長	中田 喜一郎君
福祉部長	佐久間 栄一君	経済環境部長	高橋 啓一君
都市建設部長	白井 高君	教育部長	佐久間 尉介君
総合企画部次長 (総務課長事務取扱)	飯島 博美君	財務部次長 (市民税課長事務取扱)	平井 香奈子君
市民部次長 (生活課長事務取扱)	根本 孝亮君	福祉部次長 (社会福祉課長事務取扱)	鬼島 啓太君
経済環境部次長 (農政課長事務取扱)	積田 篤君	都市建設部次長 (土木建設課長事務取扱)	小高 一宏君
都市建設部次長 (都市整備課長事務取扱)	丸 利幸君	教育部次長 (教育総務課長事務取扱)	新木 和敏君
職員課長	神馬 幹夫君	財政課長	安田 博彦君

————— ☆ —————

## ○出席事務局職員

事務局長	白井 康史
局長補佐	東間 一博
議事係長	金綱 邦彦

○議長（向後研二君） これをもちまして、令和7年茂原市議会9月定例会を閉会します。  
長期間にわたる御審議、誠に御苦労さまでした。

午後1時55分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年11月5日

茂原市議会議長 向 後 研 二

茂原市議会副議長 細 谷 菜穂子

茂原市議会議員 工 藤 孝 弘

茂原市議会議員 河 野 英 美